

身体障害者のためのバリア・フリーな教育環境を目指して

—現状・問題点とインターネットによる情報提供の試み—

水野りか

1. はじめに

本研究では、平成12年度に工学部社会開発工学科に肢体不自由な学生が入学したことをふまえ、身体障害者^{脚注1)}の高等教育の現状について概観した後、当該学生のように車椅子の必要な学生が学業生活、日常生活を送る上での問題点の調査結果を報告するとともに、対策の1つとしてのインターネットによる情報提供の試みを紹介する。

2. 身体障害者と大学

2.1 人数

厚生省の身体障害者・身体障害児実態調査(1996)によれば、平成8年度の時点でこれから大学に入学する18歳未満の身体障害児総数は81,600人であった。これは当時の18才未満の総人口の約0.33%にあたり、1000人に3人は身体障害を有していたことになる。うち、視覚障害は5,600人(6.9%)、聴覚・言語障害は16,400人(20.1%)で、肢体不自由は41,400人(50.7%)と最も多かった。

2.2 身体障害者の大学への入学状況

藤田(1982)によれば、昭和53年の調査では6割強の大学と約4割の短大が身体障害者の受験許可ないしは受験相談の経験を有していた。また、身体障害者の総入学者数は、昭和54年の時点で1,100人で、うち、視覚障害は207人(18.8%)、聴覚障害は149人(13.5%)、肢体不自由は281人(25.5%)であった。

参考までに、アメリカのカリフォルニア大学パークレー校のデータを紹介します(定藤, 1998)。恒常的な身体障害者と聴覚・言語障害者(身体障害とは別個に、コミュニケーション障害として分類されていたため加算)に限っても、1995年秋～1996年春の1年間に在籍した学部生・院生総数は302人にもものぼっていた。このデータは入学者数ではなく在学者数ではあるが、1校に日本の総入学者数の4分の1強が在籍していたことを考えれば、日本の身体障害児(者)の大学への入学者数がアメリカに比べて、著しく少ないことがわかる。実際、

脚注1)

身体障害者の中には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者(下肢もしくは上肢、または、体幹に障害を持ち他の障害を伴わない者)、内部障害者(心臓障害、腎臓障害、呼吸器障害、ぼうこう又は直腸障害、小腸障害)、そして重複障害者等、様々な障害者が含まれるが、ここでは、物理的な教育環境の改善が特に必要かつ有効な、視覚障害者、聴覚障害者、及び、肢体不自由者の現状についてのみ述べる。

このパークレイ校にはこの他にも、一時的な身体障害者が61人、そして、日本では恐らくほとんど大学に入学することができない学習障害の学生（一般的な知能ではなく、脳の何らかの機能上の制約により、部分的に計算が困難であったり、文字が読めなかったりといった学習上の障害をもつ学生）が、475人も在籍していた。

2.3 身体障害者の大学受験者数

ただし、日本でも、身体障害者の高等教育の機会が拡大してきているのは確かである。大学入試センターは、視覚障害者のための点字問題の作成、聴覚障害者のための注意事項等の文書伝達、肢体不自由者のためのチェック解答用紙の用意等、身体障害者の受験特別措置を年々拡張・充実させてきている。そして実際、それに比例するように、大学入試センター試験の身体障害者受験者数は、著しく増大してきている（Fig. 1）。

3. 障害者の教育に関する法案と大学の対応の国際比較

障害者が平等に教育を受け、主体的かつ自立した生活を送るためには、物理的、制度的、社会的なバリアフリー化による社会資源の機会均等が図られねばならない。この重要性・必要性については、特に1981年の国際障害者年以來、世界的に認識が高まり、その結果、各国で様々な法律の制定や都市や建築物のバリアフリー化の気運が高まって、1992年には国連総会で、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が決議されるに至った。

3.1 アメリカ

アメリカの大学では、障害者の教育を受ける機会均等について、1970年前後から既に幾つかの法律で明確に規定されており、ほとんどの大学案内にもそれが明記されている。例えば、1988年のカリフォルニア州立大学の教育学系大学院案内の冒頭には、『1964年の「公民権法第6条」、1972年の「教育改正法第11条」、1973年の「リハビリテーション法第504項」、1975年の「年齢差別禁止法」に基づき、学生は人種、肌の色、国籍、宗教、性別、障害、年齢、

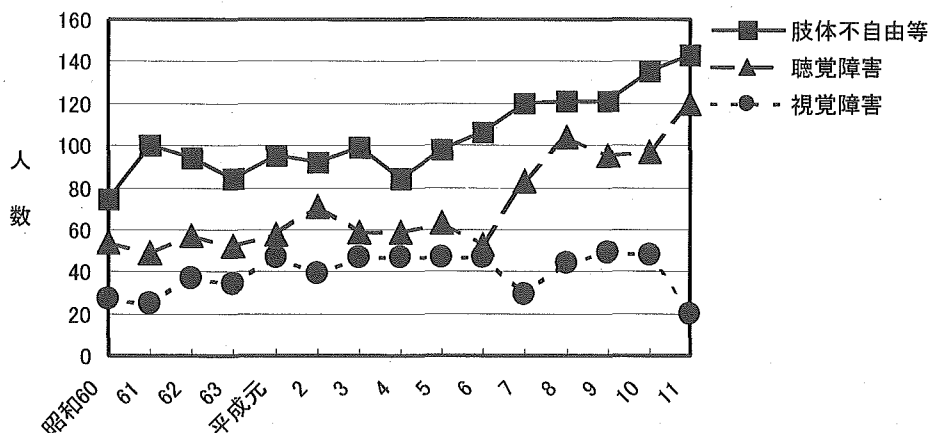


Fig. 1 過去15年間の障害別の受験者数の推移（大学入試センター，1985～1999）

性的指向等によって差別されない』と明記されており、これに関する学生相談の連絡先（聴覚・言語障害者のための特別な連絡先を含めて）が記されている。

さらに、その後の1990年には、「障害を持つアメリカ人法」が制定され、雇用、交通機関、公共施設等における障害者の機会均等の保障が規定された。

3.2 イギリス（これ以降の日本以外の各国の変革については、奥野（1992）に基づく）

イギリスでは1981年に統合教育を推進するための「教育法」が制定された。同法は、障害児ができるだけ普通学校で教育を受けられるよう保障したもので、現在では全障害児の3分の2が普通学校で教育を受けている。また、1990年には、「学生ローン法」が制定され、高等教育を受けようとする障害児への経済的援助、ローン返済の遅延や延長などの措置が認められた。

3.3 カナダ

1980年のカナダでの第14回リハビリテーション世界会議の開催、1981年の国際障害者年の実施をきっかけに、1982年に「権利と自由の憲章」が改正されるとともに、障害者福祉の特別委員会が設置され、高等教育への障害者の受け入れが物理的にも質的にも大幅に強化された。

3.4 ドイツ

1988年に「疾病保健法」が改正され、リハビリテーションや介助が強化され、1990年の東西合併後は、高齢者と障害者のリハビリテーションを推進する動きが高まるとともに、通信教育の障害者への普及、障害者のための大学の建物構造の再点検が盛んになった。

3.5 日本

日本では、「日本国憲法」、「教育基本法」、「学校教育法」等で、法の下での平等と教育の機会均等は唱えられているが、障害者の高等教育機関での平等性や機会均等を上述の国々ほど具体的かつ明確に規定した法律は見あたらない。また、問題に対して障害者が苦情を直接訴える組織ないしは機関が大学に設置されているケースも、極めて少ない（わかこま自立生活情報室、2000）。

大学の建物については、1994年に建設省が公共の建造物のバリアフリー化を推進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆる「ハートビル法」を制定したが（人にやさしい建築・住宅推進協議会、1999）、大学はこの対象にはなっていない。実際、障害者を念頭に入れて設計・建設が行われた筑波大学などの例外を除けば、特に昔に建てられた大学では、障害者用トイレ、スロープ、エレベータなどの設備が乏しい。

厚生省身体障害者福祉審議会は、こうした現状を受け、平成9年度の「今後の障害保健福祉施策の在り方について」の中間報告（厚生省障害保健福祉部、1997）の中で、障害者への高等教育の機会の拡大とそのためバリアフリー化の必要性を説いている。

4. 信州大学松本キャンパスの実状

日本ではまだ、障害者の入学を認めた大学の多くが、現実に障害者が入学して初めて学内施設や設備の問題等を具体的に認識し、既成の建物を改修するなどして、障害者への対応を行っているのが現状である（藤田，1982）。冒頭で述べたように、信州大学にも本年度車椅子の必要な学生が入学したが、学内施設や設備、その他の問題点を具体的に予想することが難しく、改修などの対応や配慮にはかなりの時間を要したため、後期になってもまだ幾つかの問題が残された。

この学生は2年次に長野市の若里キャンパスへ移動する。またこうした身体障害者の入学は、今後益々増加することが予想される（Fig. 1参照）。よって、本年度明らかになった種々の問題点や対策を記録したり、障害者の求める情報を準備・提供する試みを紹介することは、今後、こうした学生が不自由のない大学生活を送ることのできる教育環境を事前に整える上で、一助となると考えた。

4.1 教官の目から見た問題点

日常生活面で最も懸念されたのは住居の問題であったが、今回の学生の場合是一般アパートの中から適当な物件を見つけられたため、大きな問題は生じなかった。しかし、後に5. 調査の考察で述べるように、理想的には学生寮の一部にこうした学生が利用できる部屋を設けるのが望ましい。

以下には、前期中に見出された学業生活面での様々な問題を、項目別に列挙する。

(1) 交通手段

①タクシー 車椅子で利用可能なタクシーは、松本市及び近郊の4つのタクシー会社に各1～2台しかない。料金は市内一律7,900円のところが多く、他に1時間7,900円、あるいは、距離制のところもある（詳細は、http://cog4.shinshu-u.ac.jp/semi/barrier_free_map/（後出）参照）。

②バス 信州大学前を通るのは、松本バスターミナル発、鹿教湯温泉行きのリフトバスだけである。これは、午前、午後、上下2本ずつしか運行されていない（詳細は上記URL参照）。

③自家用車と駐車場 ①、②から明らかなように、バス・タクシーを毎日の通学に利用することは、実質的には不可能である。今回入学した学生は自家用車で通学するため、特に大きな問題にはならなかったが、今後、自家用車を利用できない学生が入学した際の対策を考える必要がある。

駐車場については、入構カードの手配が入学後になってしまったこと、あらかじめ身障者用スペースが設けられていなかったことが問題であった。上述したように交通手段が著しく乏しい実状を考えれば、入構カードも専用スペースも、入学式に間に合うように準備すべきである。

(2) 体育実習

教員免許を取得するためには、スポーツ理論・演習とスポーツ実習を履修する必要がある。

現在開講されているスポーツ実習の種目うち、身体障害の学生が履修可能なものにはリハビリテーション実習が考えられるが、今回の学生は下肢が不自由なだけであったため、バドミントンを希望した。

しかし、体育実習の場合は、人数の関係で一般学生も必ずしも希望する競技の実習枠に入れるとは限らず、体育担当教官への事前の連絡等も不備だったため、一旦は枠内に入れなかった。そこで今回は、クラス担任から担当教官に事情を説明し、本人が体育教官と面談して了解をいただいた上で履修を決定した。

今後は、体育教官のみならず、全教官に事前に情報が伝わるような体制づくりが必要である。また、体育教官のみならず、すべての教官がクラス担任となって障害のある学生の体育実習の履修指導を行う可能性がある以上、様々な障害に応じた、履修可能な科目・配慮の基準や枠組みをあらかじめ協議・決定し、これをすべての教官に周知しておく必要がある。

(3) 建物（ここでは、当該学生が入学直後の、平成12年4月の時点での状況を記した。）

①第1体育館 入り口には階段がり、土間から上にあがる箇所に若干の段差がある。2階のトレーニング・ルームに行くには狭く急な階段しかなく、利用できない。また、身障者用トイレはない。

②総合情報処理センター旭分室 入り口は階段のみで、上と同様、土間からあがる部分にも若干の段差がある。身障者用トイレはない。

③附属中央図書館 通常の入り口の20～30m西側の事務局入り口を入ったところにエレベータがある。しかし、健常者の使用を避けるためにエレベータの電源は常時切られている。エレベータ前に2階事務室につながるインターホンがあり、これで申し入れると事務官が電源を入れてくれることになっているが、頻繁に利用するのはためられるようで、改善が必要である。

④クラブ室 部室入り口に20cm程の段差がある。また、身障者用トイレが設置されておらず、休日のクラブ活動時には、講義棟が施錠されるため、利用可能なトイレがなくなってしまふ。

(4) その他

雨天の日は、傘がさせないため、建物間の移動の際には友人の手助けがあった方がよい。しかし、特に駐車場から講義棟までなどは人通りが少なく、ほとんど手助けは得られない。

また、冬季には積雪・凍結の可能性が高く、駐車場と講義棟の間、講義棟間、講義棟と学生食堂の間等の移動がどの程度難しくなるか、現時点で正確に予想することは難しい。

4.2 対応

4.1 (1)の駐車場の専用スペースの問題と、(3)の4種の建物の問題を中心に、学科で問題を把握・明確化し、5月に学科長から事務局に対し正式に以下の要請を行なった。

以下には、要請の内容、及び、後期開始以前に何らかの対応が実現したものについては、その内容と時期、及び今後の課題等を記す。

(1) ③駐車場 できるだけ講義棟に近い部分に専用スペースを設置していただくよう要請した。

前期終了近くに専用スペースが確保された。

ただ、車椅子専用車で乗り降りは通常よりはるかに広いスペースが必要なため一般駐車場ではいつも駐車できるとは限らないこと、降りてからも移動に時間がかかること、そして、梅雨の時期や凍結した場合には移動が難しいことなどを考えると、今後は、できるだけ早い時期、できれば入学直後に、講義棟にできるだけ近い箇所に専用スペースを確保するような配慮が必要である。

(3) ①第1体育館 スロープの設置を要請した。これと並行して、体育教官からも、スロープの必要性を学生部にご説明いただいていたようである。

後期開始の時点では、事務局からの連絡はなく、対策は講じられていない。

②総合情報処理センター旭分室 援助してくれる同輩のいる講義時間以外にも自習で使用する必要があったため、早急なスロープの設置を要請した。

その結果、総合情報処理センター長並びに技官の方々のご尽力もあり、前期講義中の工事は騒音の問題が伴うことから、夏休み中に外の階段と入り口土間の部分にスロープが設置された。

③附属中央図書館 エレベータ前に健常者使用不可の掲示をするなどして、エレベータを常時稼働させていただけるよう要請した。

前期中から夏休みにかけて、図書館事務部へ数回問い合わせ、その都度検討中であるとの回答を得た。しかし、後期開始後もその後の経過についての連絡はなく、未だ対策は講じられていない。

身障者は、健常者よりもむしろ、人の手を煩わせることを嫌う傾向にある。実際、当該学生も、利用を敬遠する結果となった。こうした学生の場合は特に、下宿で1人で学習するよりもむしろ、周りに援助の手のある大学で学習の方が、精神的にも安心できる場合がある。

2.3で述べたように、身体障害者の大学入学者数は、今後、増加することが見込まれる。したがって、今後は、たとえこうした学生が入学しなかった年でも、予算に余裕のある時には、特に図書館のような学業生活の中心となる施設には、エレベータのみならず後出の(5.3.(1) 高い棚の書籍を取る手段を含めて、心理的負担がかからないような身障者用設備を設置する方向で、検討を進めていただきたいと考える。

④クラブ室 車椅子用トイレの設置を要請するとともに、当面、休日にも既存の車椅子用トイレが利用できるような配慮を要請した。

前期末に、経済学部の配慮で、経済学部の屋外の車椅子用トイレの休日利用が可能となり、当面の問題は解決した。

4.3 今後の課題

4.2に記したのは、あくまでも本論文を執筆した平成12年度11月の時点の状況であり、未解決の問題の中には現在検討が進められているものも多く、近い将来、対策が講じられる可能性があることは、ここに明記しておく。

こうした様々な対策が実現したのは、関係教官だけでなく、数多くの事務官の方々が積極的に協力してくださったからに他ならない。

ただ、対策のほとんどが前期終了近く、あるいは、後期直前までかかり、加えて、幾つかの問題は後期開始後も未解決であったのは確かであり、このままでは当該学生は、松本キャ

ンパスでの1年間すべてをそれらの施設を十分利用できぬまま過ごした後、長野キャンパスに移ることになる。また、対策を講じる上で中心となる部局が明確でなく、施設毎に対策を具体化する担当が異なる場合もあり、いずれの担当者からもクラス担任に直接状況が報告されることが全くなかったため、当該学生からの問い合わせに答えたり現状や予定を把握するためには、施設毎に担当部局を捜し出し、クラス担任の方から何度も問い合わせる必要があった。

こうした対策には、多くの手続きと時間がかかるのは必須である。しかし、身障者の学生に入学を許可した以上は、健常者の学生とできるだけ等しい学業生活を営むことができるようなバリアフリーな教育環境を提供することは、大学の責務だと考える。

よって今後は、こうした学生が入学してから問題点を見出すのではなく、本報告も参考にするなどして、入学が決定した直後から、教官と事務官の協力のもとに問題点を見出して整理し、対策をあらかじめ協議・決定し、そして、早めに着工するといった事前の対応が必要だと考える。また、各建物の最終的な対策の内容や時期については各部局からクラス担任に逐次連絡されるよう、全学会議を通じて全事務局に要請し、理解を得る必要がある。

5. 調査

5.1 目的

4で述べた問題点は、あくまでも教える者の視点から見たものであり、学ぶ者の視点が欠けている。そこで、本研究では、障害のある学生と同じ学業生活・日常生活を営む学生の視点から見た、車椅子を必要とする同輩がこうした生活を営む上で困るに違いないと考える問題点についても調査を行ない、現状を把握するとともに、今後の改善の指針としたいと考えた。

5.2 方法

被験者 大学1年生106名、2年生4名、3年生3名、4年生1名の、計114名。

質問紙・手続き 心理学系の講義の、「障害児心理学」をトピックにした日の最後に質問紙を配布し、(1) 信州大学松本キャンパス、(2) 松本市内、(3) アパート・日常生活、の3種の環境で、車椅子を必要とする人が、①困るに違いないと思われることは何か、②具体的な箇所はどこか、について自由記述形式で回答してもらった。

5.3 結果と考察

ほとんどの被験者が、各項目で複数の問題点を指摘した。そして、その多くが、教える側の教官の目からは見えなかった、学ぶ側の立場に立った、極めて有益な指摘であった。

以下には、重複を許してカウントした結果を報告する。

(1) 松本キャンパスについて

結果をFig. 2に示す。27項目の内容を見てもらうとわかるように、この中にはやはり、教官が考えつかないような、言い換えれば、キャンパスを1日中動き回って利用している学生にしかわからないような、具体的かつ鋭い指摘が数多く見受けられた。

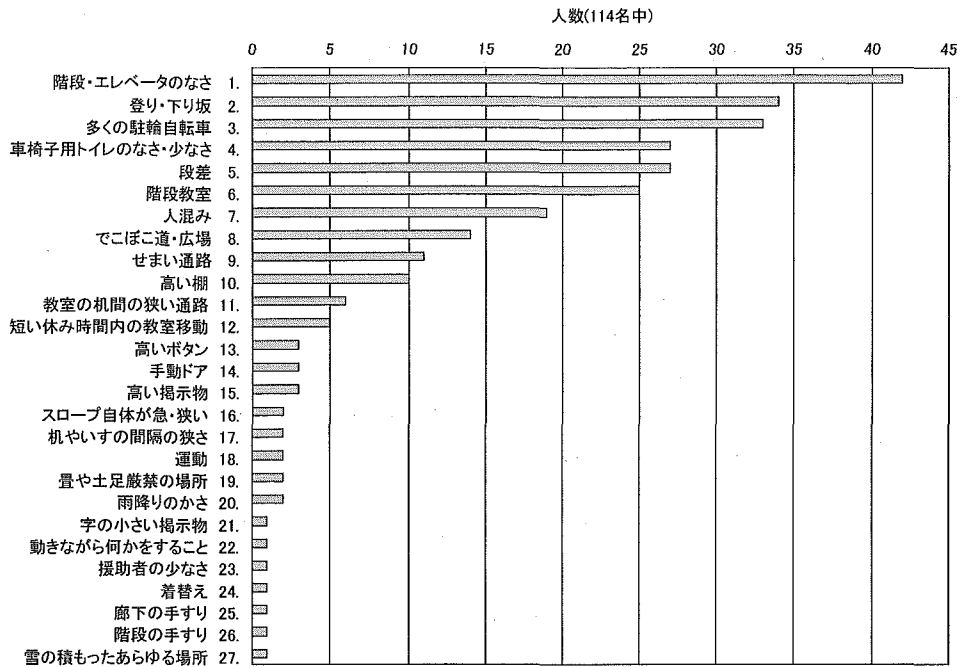


Fig. 2 信州大学松本キャンパスで車椅子の人が困るに違いないと思われること

まず項目全体を見渡すと、27項目のうちほとんどが①階段・エレベータのなさ（1位）、②坂（2位）、③狭い通路（3, 7, 9, 11, 17位）、④車椅子用トイレのなさ・少なさ（4位）、⑤段差・スロープ（5, 6, 16位）、⑥でこぼこ道（8位）、⑦高さ（10, 13, 15, 21位）、⑧手動ドア（14位）、の8種類のいずれかに分類される。このことは、この8つの視点から大学の設備・建物の問題点を詳しく検討し、解決していけば、学ぶ側の立場から見た学習環境のほとんどの問題点が改善されることを意味している。

次に個々の項目を詳しく見てみると、27個の問題の中には、エレベータ・スロープ・車椅子用トイレ・手動ドアのような費用のかかる大がかりな改修が必要なものや、坂道のような解決の難しい問題、そして、図書館の棚の高い位置の本をどのようにして取れるようにするかといった検討を要する問題だけでなく、教官・事務官・学生を含めた健常者の配慮だけですぐにも改善される問題が多々ある。例えば③狭い通路の原因である「3. 多くの駐輪自転車」については、十分な駐輪場所を特定の場所に確保し、他には駐輪しないような厳格な規則を作れば、すぐにも改善できるはずである。同じ③の「7. 人混み」の問題も、ひとりひとりの学生が道をあけるような配慮をすれば、ある程度解決される。また⑦高さの問題の中の掲示物に関する「15. 高い掲示物」、「21. 字の小さい掲示物」に関しては、多くの回答で、混雑していて近づけない、あるいは、掲示板の前に段差があって近づけないために高いところの字や小さい字が見にくいと指摘されていた。したがって、掲示物の字を遠くても見える位大きな読みやすい字にしてあげることで、問題はある程度解決されると考えられる。

よって、これらの点については、この研究結果を教官や事務官に広く紹介するなどして、できるだけ多くの方の理解と協力が得られるよう、努力してゆきたいと考えている。

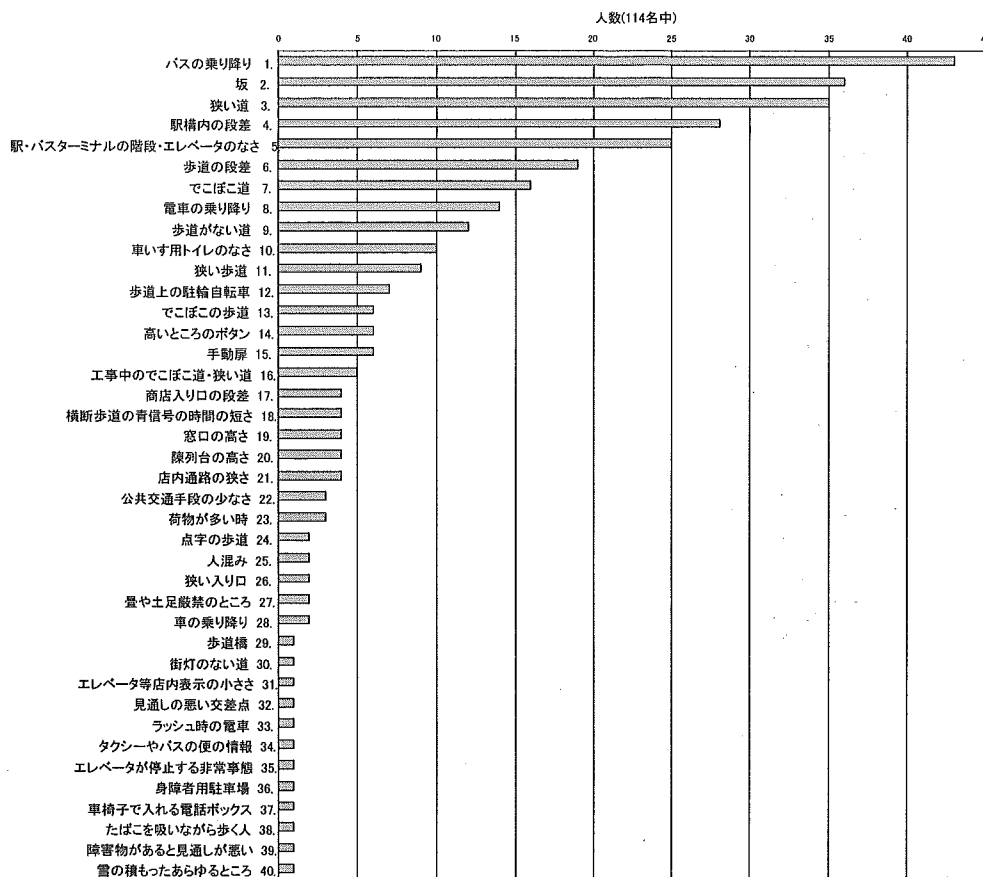


Fig. 3 松本市内で車椅子の人が困るに違いないと思われること

(2) 松本市内について

結果を Fig. 3に示す。これについてはやはり、範囲が広いためか、(1)のキャンパス内の場合よりもかなり多くの、40項目の問題点が指摘された。

これらの問題点は、①バスの乗り降り（1位）、②坂（2位）、③道と歩道（3、6、7、9、11、13、16、24、29、30位）、④電車と駅（4、5、8、10、12、14、19、22、25、33、34位）、⑤商店（25、27、20、21、23、26、27、31、35、36位）、⑤交差点（18、32位）、のように、場所毎に分類すると理解しやすい。

目立ったのは、③道と歩道の凹凸と狭さの問題、及び④電車と駅のトイレやエレベータ等の設備の問題と乗り降りの問題である。③については、段差や凹凸をなくし、十分な広さを確保することに加え、工事中的身障者への配慮が望まれる。また、キャンパス内と同様、放置自転車が歩道を塞いでいる場合があるようで、駐輪場の十分な確保が必要だと考えられる。④については、自由記述の中に、駅の手椅子用トイレが少なく、あっても施錠されている場合があることへの疑問が目立った。また、駅にはこの他にも、駅前の歩道の駐輪自転車や人混み、至る所の段差、電車とホームの隙間、券売機の高さなど、問題が山積しているようである。これには、鉄道施設が、先述した「ハートビル法」の対象外となっていることも影響

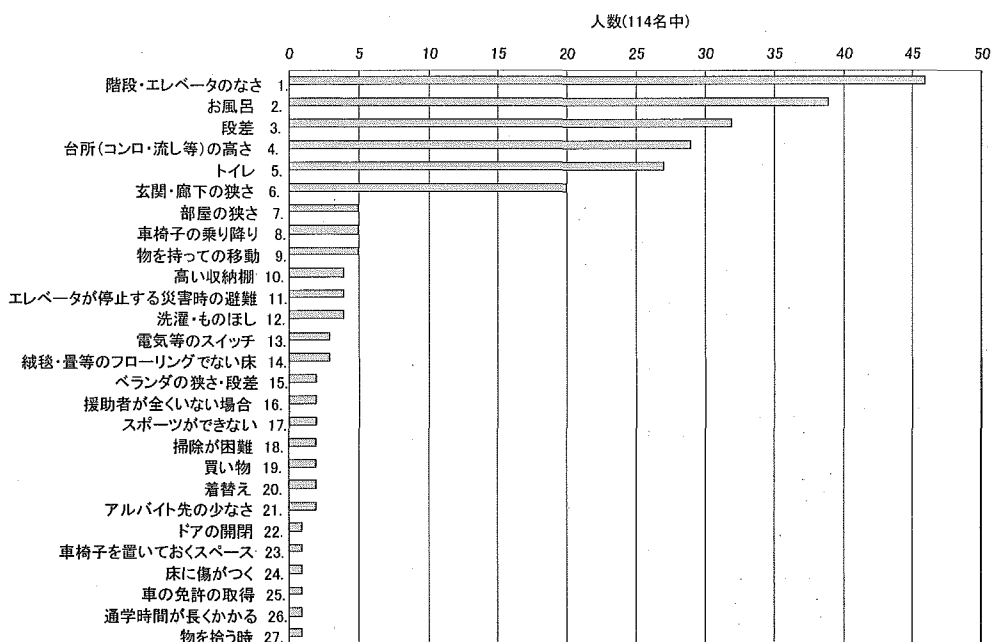


Fig. 4 アパート・日常生活で車椅子の人が困るに違いないと思われること

しているのかもしれない。しかしその後、運輸省、建設省、警察庁、自治省が一体となって、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑化の促進が審議され、平成12年5月10日に「交通バリアフリー法」が成立し、5月17日に交付された。この法律は平成12年11月15日に施行されたため、こうした問題の多くが解決されることが期待される。

一方、⑤商店に関しては、エレベータ・トイレの問題を指摘した学生は少なく、新しく建てられたり改装されたビルでは、先述した「ハートビル法」が影響してか、こうした設備が設置されているケースが多いようである。しかし、若干の段差や、敷地面積の狭さから来る入り口や通路の狭さに関しては、十分改善されているとは言えない状況にある。実際、多くの銀行には、依然として車椅子用の駐車場スペースや車椅子用トイレが少なく、段差も多いことがわかっている（先述（後出）のURL（松本バリアフリー情報参照）。これは、この地域の銀行の多くが比較的古い建物だからなのかもしれない。

銀行や商店は、身障者も頻繁に利用する必要がある。よって、改築・増築等により、身障者用トイレ・エレベータ・スロープ・専用駐車場スペース等が十分設置されるようになることを期待したい。

以上の他に、最も気になったのは、エレベータが停止するような緊急事態の問題の指摘が少なかったことである。阪神大震災の際もこうした認識が不十分だったことは、記憶に新しい。こうした緊急事態にこそ、健常者が身障者を援助すべきだという一般市民の幅広い認識が必要である。

よって、特にこの問題については、心理系の講義などに積極的に取り入れ、学生の認識を高める工夫をしていきたい。

(3) アパート・日常生活について

結果を Fig. 4 に示す。学生のこれらの指摘を見ただけで、同輩の身障者が日常あらゆる側

面で不自由を感じることが、一般学生にも極めてよく理解されていることがわかる。現状では、学生が、バリアフリーなアパートを見つけられる確率はほとんどない。したがって、できるだけ問題の少ないアパートを探すことになるのだが、学生の挙げた例のほとんどが自分のアパートのことだったことからわかるように、一般のアパートにはこうした問題のないものはほとんどない。

2.2で引用した藤田（1982）の報告書によれば、昭和57年の時点では、身障者用の特別の部屋を備えた寮があるのは筑波大学だけで、他には、講義棟に最も近い寮に優先的に入寮させた事例が1例あったに過ぎない。

大学での学業生活を営むために、親元を離れて生活するのは極めて一般的なことである。だとすれば、身障者であっても、それが可能であるべきである。教育の機会均等実現するためには、一般のアパートにバリアフリーな環境を求めるのが困難ならば、大学の学生寮には、その1部にでも、そうした環境を整えていく努力が必要だと考える。

6. Internet によるバリアフリー情報提供の試み

調査結果から判断して、車椅子の学生は、キャンパスや市内など屋外の、①エレベータ、②段差・スロープ、③車椅子用トイレ、などの設備不足で不自由を感じている可能性が高い。

これらの設備は、確かに数は不足しているものの、あることは確かである。しかし、車椅子を必要とする人々がそれを探し求めて移動して回るのには、それこそ不合理である。実際、本学に入学した車椅子の学生自身も、いつも行く場所以外の情報はほとんど持っておらず、知らない場所に行くのはためらわれるようである。また、先の調査の一般学生の自由記述でも、車椅子トイレやエレベータがあっても、「見たことがない」と断言したものが非常に多かったことは、そうした設備が目立たないこと、車椅子の学生が健常者に尋ねても彼らが知らない可能性が高いことを示しており、何らかの方法で、いつでも、どこからでも利用できるバリアフリー情報を提供し、この絶対的な情報不足を補う必要があると考えた。

そこで、屋外の、1. 松本キャンパス、2. 松本市の主要施設の、どこにこうした設備があるのかを調査し、これを学生のみならず、広く身障者に利用してもらえるよう、著者の研究室のホームページの1部に「松本バリアフリー情報」として掲載し（URL: http://cog4.shinshu-u.ac.jp/semi/barrier_free_map/）、LAN やインターネットを介していつでも、どこからでも利用できる形で情報提供をする試みを行った。それぞれの箇所で開催した情報は、以下の通りである。

6.1 信州大学松本（旭地区）キャンパス・バリアフリー・マップ

Fig. 5にその初期画面を示す。どの経路を通るべきか、どこにトイレがあるかなどが、どこからでも、事前にわかることが、移動が困難な身障者にとっては特に、必要かつ有用だと考えた。そこで、本人を含めた認知心理学ゼミの学生とともに、上記の3種の設備を中心にその位置を把握してマップを作り、マップ内の記号をクリックすると建物や設備の写真も見えるようにしたキャンパス情報のページを作成し、それらの位置や外観を事前に確認できるように設定した。

6.2 松本市バリアフリー情報

Fig. 6に車椅子トイレマップを、Fig. 7に Fig. 6内の番号・名称をクリックすると現れる詳細情報の画面の1部を示す。後者には、①空港・駅、②市役所・各種センター・県庁等、③郵便局・銀行、④スポーツ・文化施設、⑤図書館、⑥博物館・記念館、⑦スーパー・デパート等の各々の、a) 一般駐車場、b) 身障者用駐車場、c) 身障者用トイレ、d) エレベータ、e) 段差・スロープ、についての情報、④スポーツ・文化施設については、これらに加えて、f) 車椅子の専用席の有無・数、そして、⑧リフトバスの経路と時刻表、⑨車椅子で利用できるタクシーに関する情報を掲載した。

松本市のこれらの情報は、大学からの問い合わせではなく、「車椅子を利用する一市民が電話で教えていただけること」を重視し、著者があえて匿名で集めた。したがって、身障者の人々も電話するだけで、こうした情報を快く提供していただけるはずである。

7. あとがき

本研究は、平成12年度に本学工学部社会開発工学科に車椅子の必要な学生が入学したことを契機に調査した身体障害者の概要と身体障害者の高等教育の現状についてのデータ、ならびに、松本キャンパスの設備上の問題点のまとめ、学生の意見調査結果、これを改善すべく行った LAN・インターネットによるバリアフリー情報提供の試みについて報告したもの

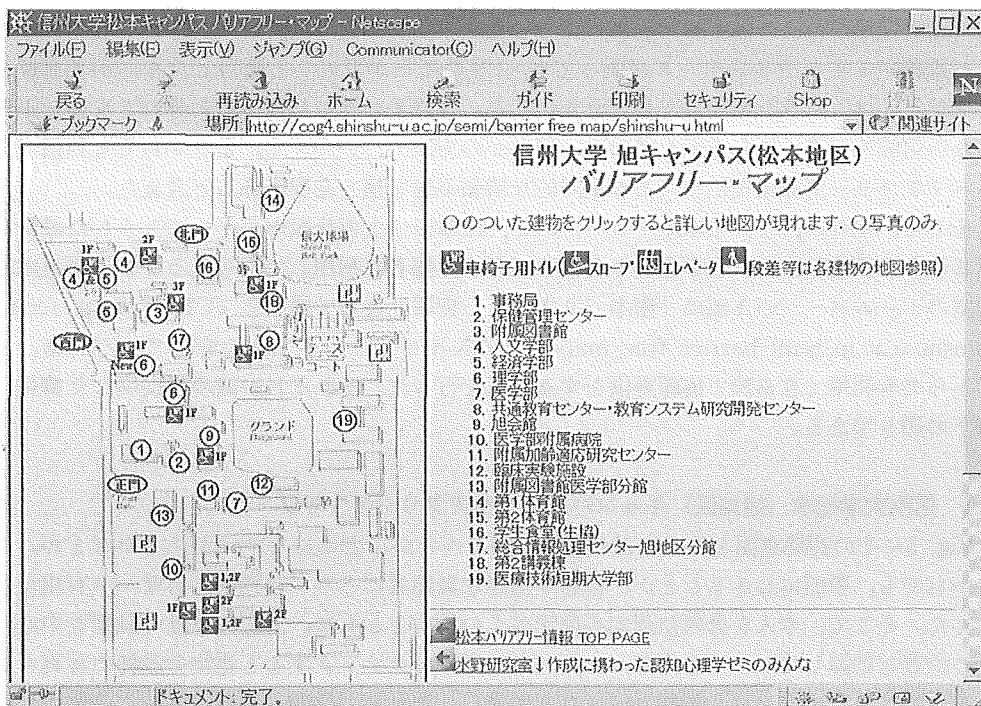


Fig. 5 信州大学松本キャンパスのバリアフリー情報の初期画面

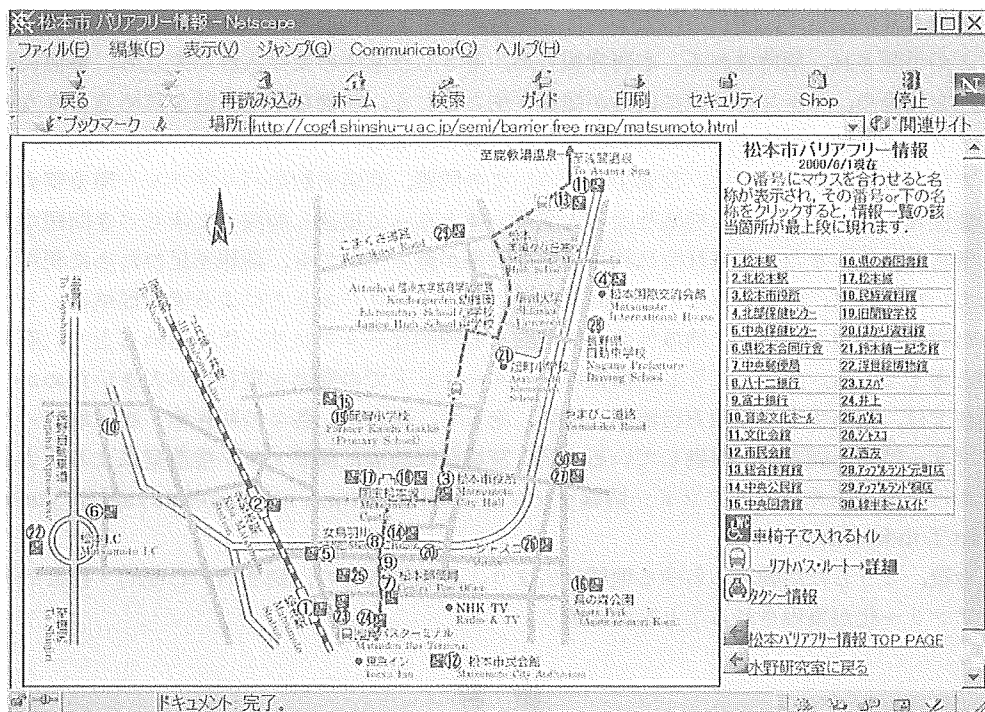


Fig. 6 松本市のバリアフリー情報1ページ目の車椅子トイレマップ

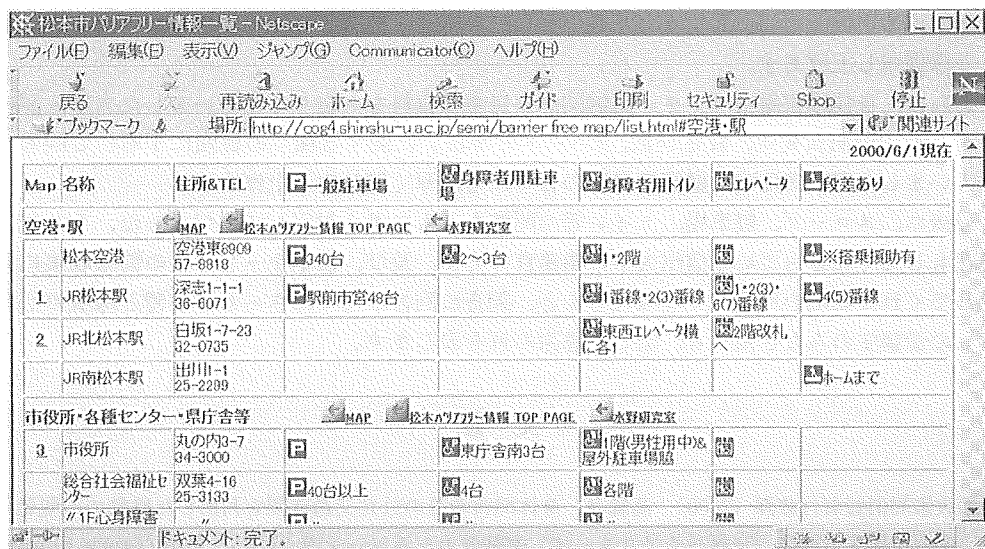


Fig. 7 Fig. 6の施設・設備の詳細情報画面

である。

信州大学に限らず、すべての大学への身体障害者の大学への入学は、今後、益々増大することが予想され、期待される。本研究報告が、そうした学生の受け入れに先立ち、事前に問題点を見極め、キャンパス内に彼らが健常学生と等しく、快適な学業生活を営めるようなバリアフリー環境を構築するための参考となれば幸いである。

また、本研究で指摘した、交通手段についての問題、商店や駅のバリアフリー環境整備の必要性などは、これから、地域社会と大学が一体となって協議し解決してゆくべき問題点だと考えられる。また、地域社会に利用可能な設備が整っていても、情報不足のために利用されていなければ、何もならない。今回試みたようなインターネットによる情報提供は、そうした設備の利用を促進し、地域社会の物理的・心理的なバリアフリー化を進める上で、有効だと考えている。実際、こうした情報のインターネットでの提供を望む声が大きいためか、現在では、極めて多くの地方自治体、団体、そして、有志が、各々の所在地・居住地のバリアフリー情報を調査し、提供している（例：宮城県保健福祉部夢プラン推進室による「さあでかけよう！みやぎバリアフリー情報マップ」, URL: <http://www.pref.miyagi.jp/yumeplan/f/index.html>）。

今後、こうした活動があらゆる地域に広まり、身体障害者の、物理的・心理的・社会的バリアフリー化が実現されることを切に願う。

謝 辞

「松本バリアフリー情報」(http://cog4.shinshu-u.ac.jp/semi/barrier_free_map/(Fig. 5, Fig. 6)) で使用した身障者用施設の記号のほとんどは、宮城県保健福祉部夢プラン推進室が作成されたものです。借用をご快諾いただきましたことを、心より御礼申し上げます。また、松本市内の情報を親切にお教えくださいました各施設・機関等の関係者のみなさんにも、心より感謝申し上げます。

さらに、身体障害者のセンター試験関係の貴重な資料をお送りくださいました大学入試センターの内田照久先生、ならびに、「ハートビル法」に関する種々の質問に丁寧にご回答くださいました建設省住宅局建築指導課の方々にも、厚く御礼申し上げます。

最後に、スロープ、駐車場、トイレ等の問題をともに考え対応してくださった、そして、現在もしてくださっている信州大学の事務官の方々、及び、松本キャンパスの情報収集に奔走してくれた認知心理学ゼミのみなさんと、調査に回答してくださった「学習と環境の心理学」の受講生のみなさんにも、記して感謝の意を表します。

文 献

運輸政策局消費者行政課 (2000) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (交通バリアフリー法) 運輸省ホームページ内 (URL: http://www.motnet.go.jp/KOHO00/barrier1_h.htm)。

大学入試センター (1985)～(1999) (15冊) 大学入試センター年報。

- 人にやさしい建築・住宅促進協議会（1999）ハートのあるビルをつくろうーハートビル法のご案内ー人にやさしい建築・住宅推進協議会ホームページより（URL：<http://www.jaic.or.jp/hyk/heart.htm>）。
- 藤田和弘（1982）大学における身体障害学生への受入れについて リハビリテーション研究, **40**, 22-28（URL：http://www.dinf.ne.jp/doc/prdl/jsrd/rehab/rhb001/r040_022.htm）。
- 厚生省障害保健福祉部（1997）今後の障害保健福祉施策の在り方について（中間報告）厚生省ホームページ内厚生関係議事録等；審議会議事録ー身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会障害福祉部会・公衆衛生審議会精神保健福祉部会合同企画分科会議事録より（URL：<http://www.mhw.go.jp/search/docj/shingi/s1209-1.html>）。
- 厚生省障害保険福祉部（1999）平成8年身体障害者実態調査及び身体障害児実態調査の概要について 厚生省ホームページ内統計情報；最近公表の統計資料より（URL：http://www.mhw.go.jp/toukei/h8sinsyou_9/index.html）。
- 奥野英子（1992）「国連・障害者の10年」における欧米諸国の障害者対策の状況ー報告書「欧米における障害者対策の動向」からー リハビリテーション研究, **72**, 33-37（URL：http://www.dinf.ne.jp/doc/prdl/jsrd/rehab/rhb001/r072_033.htm）。
- 定藤丈弘（1998）カリフォルニア大学パークレー校障害者学生サポートセンターは今ー障害者の高等教育機会の平等を考えるー 月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」（日本障害者リハビリテーション協会）, **198**, 52-57.（URL：http://www.dinf.ne.jp/doc/prdl/jsrd/norma/n198/n198_052.htm）。
- UCLA Public Affair Department（1988）UCLA(USPS 646-680), **28**(7), 10.
- わかこま自立生活情報室（2000）大学案内2000障害者版 障害者団体定期刊行物協会(Web版有り)；URL：http://www2s.biglobe.ne.jp/~t-tsubas/NSCSD/dg/daig_index.htm）。